

明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

NISA対象
成長投資枠

※販売会社によっては、お取扱いが異なる場合があります。

～第27期決算 分配金のお知らせ～

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「明治安田米国中小型成長株式ファンド」（以下、「当ファンド」）は、2025年7月31日に第27期決算を迎え、当期における分配金を下記のとおりとしましたことをお知らせいたします。

第27期分配金 0円

<設定来の基準価額・純資産総額の推移>



※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の10,000口あたりの値です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

<基準価額と純資産総額>

基準価額*	9,374円
分配金再投資基準価額	63,093円
純資産総額	305億円

* 分配金落ち後の基準価額を表示しています

<基準価額の騰落率>（2025年7月31日基準）

6か月前比	-8.0%
1年前比	7.6%
3年前比	39.5%
設定来	530.9%

※基準価額の騰落率は、分配金再投資基準価額で算出しています。

※設定来の基準価額の騰落率は、10,000円を基準として算出しています。

※期間別騰落率の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間の応当日（休業日の場合は翌営業日）までとします。

<分配金の実績> 設定来累計：20,950円

第1期～第10期計	第11期～第20期計	第21期～第25期計	第26期	第27期
9,800円	7,850円	1,700円	1,600円	0円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額です。分配金は増減したり、支払われないことがあります。

※上記は、過去の実績または作成時点の当社の見解であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

投資信託は、元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

※「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

第27期（2025年2月3日～2025年7月31日）の運用状況

- 第27期のファンドの基準価額は、前半は大きく下落し、後半は回復基調となりました。通期でみると期初時点の水準までの回復には至らず、当期の基準価額は8.0%の下落となりました。
- 前半（2025年2月～4月中旬）の米国中小型成長株式*の下落の主要因は、トランプ関税に対する警戒感や経済に対する悪影響が懸念されたことでした。3月にカナダ、メキシコに対する関税が発動されたこと、4月に殆ど全ての米国の貿易相手国に対する相互関税措置が発表され、その関税率が市場の想定を上回る高率であったことなどから、米国中小型株式は大きく下落する展開となりました。
- 後半（4月中旬～7月）の米国中小型成長株式は反発に向かいました。4月に米国が関税措置を90日間停止すると措置をとったことや、5月に中国との関税協議が進展したこと、6月、7月にトランプ減税が上院、下院で可決されたことなどが株価回復のプラス材料となりました。その結果、当期の米国中小型成長株式は、米ドルベースでみると下落はしましたが、ほぼ期初の水準まで回復しました。
- 一方、米ドル円相場は、トランプ関税による米景気減速懸念に加え、日銀が緩やかな利上げ姿勢を継続していることなどから、155円台から下落し、150円を割り込む水準が続き、当ファンドの基準価額のマイナス要因となりました。
- こうした環境下に加え、組入を行った情報技術関連および耐久消費財関連銘柄が軟調に推移したことも当ファンドの基準価額の下落要因となりました。
- しかし、米国中小型成長株式の2025年、2026年の利益成長見通しは米国大型株式より良好な見通しとなっています。トランプ減税効果により、内需銘柄がより注目される可能性もあり、米国中小型成長株式の回復により、当ファンドの基準価額も回復が期待されます。

* 米国中小型成長株式は、Russell2500グロス指数（配当込み）を指します。

※Russell2500グロス指数（配当込み）は、当ファンドのベンチマークではありません。

※上記は、過去の実績または作成時点の当社の見解であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

第27期の当ファンドの基準価額推移



第27期の米国中小型成長株式と米ドル円の推移



※米国中小型成長株式は、2025年1月末時点を100として指数化。

当ファンドのマザーファンドの米国中小型株式の運用指図を行うアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーのコメントをもとに作成しています。

今後の見通しについて

■ トランプ政権は国内経済の活性化策を推し進めています。トランプ減税の恒久化が核となっており、2025年末の期限を延長し、国内製造業などを対象に法人税率を現在の21%から15%へ引き下げることが盛り込まれています。

■ これにより企業の税負担が大きく軽減され、法人税関連の減税規定が約6,000億米ドル規模となる見込みです。10年間でみると約6.7兆米ドルに達する大規模な減税になる見通しです。また、製造業や研究開発への税制優遇や投資促進のインセンティブも盛り込まれているため、内需のビジネスウェイトが高い米国企業の業績には追い風になるとみています。実際に米国中小型成長株式の2025年、2026年の1株あたり利益の見通しは良好です。

■ 4月に相互関税による不透明感が広がったものの、足元では投資家のセンチメントは大きく回復しています。当ファンドでは、現在の市場環境下でも安定した成長を維持でき、価格決定力が強く、参入障壁の高い企業を引き続き選好します。

■ セクターについては、AI（人工知能）のさらなる進展を支えるデータセンター・インフラ関連や、「One Big Beautiful Bill Act」*の可決を受けた新たな財政刺激策および税制優遇によって、消費者のセンチメントと設備投資の活性化が再び促されることが期待される消費関連分野に注目しています。また、相対的なバリュエーションの魅力や収益成長見通しの改善を踏まえ、現在の米国中小型成長株の投資環境は有望と考えます。

■ 今後も、米国のアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの経験豊富な米国中小型株式専任チームの成長株の運用哲学に基づいて運用を継続いたします。米国の中小型成長株式市場は、次世代を担う企業が数多く存在すると考えられる市場です。運用チームは引き続きボトムアップアプローチにより、定量分析と定性分析を用いながら市場予想を上回る高い成長の継続が期待されると考える銘柄を厳選して組み入れる方針です。

米国中小型成長株と EPS（1株あたり利益）の推移

期間：2015年1月末～2025年7月末、月次
(EPSは2015年～2026年、年次)



※米国中小型成長株式は、2025年1月末時点をもとに指数化。

米国中小型成長株：Russell2500グロス指数（配当込み）
EPSは2025年7月時点。2025年～2026年は予測値

*「One Big Beautiful Bill Act」は2025年7月4日に成立した、大型減税や歳出削減策などを盛り込んだ法案です。

※Russell2500グロス指数（配当込み）は、当ファンドのベンチマークではありません。

※上記は、過去の実績または作成時点の当社およびアライアンス・バーンスタインの見解であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

※「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

ファンドの特色

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- 明治安田米国中小型成長株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります。）を通じて米国の成長性が高いと考えられる中小型株式を主要投資対象とします。
- 高い利益成長が期待される企業を発掘し、投資を行います。
- マザーファンドの米国中小型株式等の運用指図に関する権限は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。
- 原則として、外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。

分配方針

- ◆ 年2回（1月、7月の各31日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
流動性リスク	株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

お申込みメモ

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 （基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。） ※ 基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
購入・換金 申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2012年1月31日設定）
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	1月31日および7月31日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※ 当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益が課税対象となります。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ※ 当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定（成長投資枠）」の対象です。 販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。 ※ なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%（税抜3.0%） を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの純資産総額に対し、 年2.09%（税抜1.9%） の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 ※運用管理費用（信託報酬）の内訳については交付目論見書をご覧ください。
その他の 費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.011%（税抜0.01%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※ その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。 また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社その他の関係法人の概要

- 委託会社
明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
・ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
・ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 投資顧問会社
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- 販売会社
次頁の『販売会社一覧』をご覧ください。

販売会社一覧

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■ お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

販売会社名	登録番号	加入協会				備考
		日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問業 協会	一般社団 法人第二種 金融商品 取引業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	
銀行						
株式会社あいち銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第12号	○			
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第6号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○			
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○			※ 3
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第11号	○		○	
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第15号	○			
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第14号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○			
株式会社東邦銀行（インターネットバンキング専用）	登録金融機関	東北財務局長（登金）第7号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第3号	○			
株式会社八十二銀行（委託金融商品取引業者 八十二証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第49号	○			○
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○			○
株式会社北洋銀行 （委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社）	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○			○
株式会社三菱UFJ銀行 （インターネットバンキング専用）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○			○
株式会社三菱UFJ銀行（委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） （インターネットトレードのみ）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○			○
三菱UFJ信託銀行株式会社 （インターネットバンキング専用）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第33号	○	○		○
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○
証券会社						
アイワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3283号	○	○	○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第188号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第170号	○	○		
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第128号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第21号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長（金商）第1号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
信用金庫						
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第15号				
金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第15号	○			
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○			
甲府信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第215号				
しのか信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号				
信金中央金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第258号	○			
静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号	○			
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第162号	○			
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号				
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号				
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○			
のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第30号				
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○			

※1 みずほ証券株式会社の取扱いは、一部解約の実行の請求の受付け、買取り、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等となります。

※2 信金中央金庫との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次業務に関する基本契約書」に基づいて、取次登録金融機関（信用金庫）の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

※3 現在、新規の販売を停止しております。

【当資料に関してご留意いただきたい事項】

＜ご留意事項＞

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します（外貨建資産を組入れる場合は、為替変動リスクもあります）。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

明治安田アセットマネジメント

◆ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.myam.co.jp/>